

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

## 更新弁論

(原発がもたらす被害と本件訴訟において被害を論ずる意味について)

2015（平成27）年4月24日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 永 修

1、原発がもたらす被害と本件訴訟において被害を論ずる意味について更新弁論を行います。

2、昨年（平成26年）5月、福井地方裁判所は、半径250km圏内の住民との関係で大飯原発の再稼働を差し止める判決を下しました。

また、昨年10月には、大津地方裁判所が、高浜原発の差し止めをめぐる仮処分において、結論的には住民敗訴ではありますが、保全の必要性の判断において、耐震設計の不合理性、避難計画の不備等を具体的に指摘し、現状での再稼働はあり得ないとの見方を示しました。

そして本年（平成27年）4月14日、福井地方裁判所は、高浜原発についても再稼働を差し止める仮処分決定を下しました。

原子力施設がずらりと立ち並び原発銀座とも呼称される地域において、このような司法判断が立て続けに下される流れは、福島第一原発事故以前には考えられなかったことです。

そして、これら一連の司法判断は、圧倒的な市民の賛同を得ていま

す。福島第一原発事故の直後こそ、電気不足への不安から将来的には原発から脱却するというところでしか一致できなかった民意は、原発が止まったままでも電気が足りることが実証された今日では、多少の電気料金値上げの負担を甘受してでも原発からの即時脱却を望むという声が多数派を形成するまでになっています。

福島第一原発事故を経て、これほどまでに我が国の原発をめぐる情勢が一変した理由は、裁判官をはじめ、私たち国民のひとりひとりが、原発がもたらすすさまじい被害を目の当たりにしたからにほかなりません。

原発を稼働しなくても電気が足りる、このことが分かってしまった以上、これほどまでの被害をもたらす危険が僅かでもあるのであれば原発などいらない、国民がそう考えるのは至極当然のことであり、極めて冷静かつ合理的な判断であるといえます。

3、私たちは、被害論の総論として準備書面3を提出し、原発をもたらす被害を、被害をもたらす加害の構造に着目して述べました。

準備書面6では、かかる加害の構造に着目しつつ、原発がもたらす被害の全体像を鳥瞰し、そのうち主要なものを、準備書面16の1乃至9で詳述しています。また、準備書面18において汚染水問題を、準備書面22において避難の問題を取り上げ、福島第一原発事故後に顕在化した被害を都度主張しています。

このように、私たちは、原発がもたらす被害の総体をこの裁判で明らかにすることを大きな課題として掲げてきました。

それは、原発がもたらす被害の総体を正しく把握すること、それが司法判断として原発の是非を判断するうえでも、何より重要なことであると考えているからです。

4、原発がもたらす被害として最大かつ最悪のものは、いうまでもなく

過酷事故がもたらす被害です。

福島第一原発事故は、一民間企業が、原発という危険な技術を用いた営利目的の事業活動によって、極めて広範囲にわたる自然環境とその土地に根ざした地域社会を半永久的かつ壊滅的に破壊するに至った史上最大、最悪の環境汚染事件、産業公害事件です。最高裁も、福島第一原発事故が起こる以前から、原発の過酷事故は「万が一」にも起こってはならないと述べていましたが、その「万が一」は現実にかかるのだということを、私たちは最悪の形で知ることになりました。

しかし、私たちが目の当たりにしてものが福島第一原発事故の被害の極々一部に過ぎないことは、戦後70年を経ても広がりを見せる広島長崎の原爆症の例、チェルノブイリ原発事故後の健康影響の例などを見るだけでも自明のことですが、そのような人の生命、身体、健康に対する最悪の被害のほかにも、福島第一原発事故がもたらした被害は、人が生活をして行くために必要な自然的環境、社会的、経済的環境、我が国の国家経済にまで公汎な被害を及ぼしており、その全体像を把握することは容易ではありません。

私たちは、このような原発がもたらす被害の総体を把握するための試みとして、被害論の総論として準備書面3を提出し、被害をもたらす加害の構造に迫りました。そこで、私たちは、①国策民営、②徹底した利潤の追求、③本質的な公害企業性、④徹底した情報の隠蔽、⑤地域支配という5つの視点を挙げましたが、原発を推進してきた被告国と電力会社或いはその背後にいる財界が、福島第一原発事故が起こる以前から、何を目的として、どのような手段を用いて、原発という危険極まりない嫌悪施設を地域に押し付け、その地域社会を蹂躪してきたかを理解することによってはじめて、福島第一原発事故後に、福島や、真実は福島と同じように放射性物質で汚染された関東を含む東日

本一円で繰り広げられてきた名ばかりの避難政策や復興政策、これにより隠され切り捨てられて今も拡大、増幅している被害の総体を正しく把握することが可能になると考えたからです。

準備書面 6 では、このような加害の構造に着目しつつ、被害の総体の把握を試みており、これに続く準備書面 16 では、そのうち主要なものについて掘り下げた検討を加えています。

福島第一原発事故により、関東を含む東日本一円の広範な国土が放射性物質によって半永久的に汚染されました。

事故から 4 年が経過した今でもなお 12 万人を超える市民が郷里を離れて避難生活を強いられており、これだけをみても桁違いの公害事件であると言えますが、汚染されたのは被告国が避難区域として線引きした福島の中のごくごく限られた地域だけではなく、今も数百万とも数千万ともいふべき膨大な市民が放射性物質に汚染された地域で生活しており、その一方で、補足すらされていないおびただしい区域外避難者が孤立無援の避難生活を強いられているという我が国の異常な現実を直視する必要があります。

放射線被ばくの晩発的な影響に閾値がないことは ICRP ですら認められており、すでに福島では多くの子どもたちに甲状腺がんだけでなく代謝異常などの様々な健康上の問題点が指摘されています。にもかかわらず、福島第一原発事故から 4 年が経過し、復興の美名のもと、賠償金打ち切りの恫喝によって、多くの避難者が汚染地域に帰還しているという恐るべき現実を直視しなければなりません。

また、放射性物質に汚染された地域では、どれだけ名ばかりの復興政策で取り繕おうとも、長い歴史のなかで育まれてきた伝統や生活様式、経済活動、そして地域社会そのものが壊滅的に破壊されており、被告国や東京電力による被害の線引きや放射線被ばくに対する認識

の格差等に起因する住民間の軋轢も深刻です。

国家経済に眼を向けると、福島第一原発の廃炉や汚染地域の除染、損害賠償等に要する費用は、被告国の試算でも10兆円を超えるとされており、それでもなお過小評価であって、例えば福島県全域を年間1 mSv 未満まで原状回復するならば、それだけでも数百兆円という桁違いの費用を要すると言われています。このような費用負担も、結局は、電気料金や税金として国民に転嫁されることとなります。

福島第一原発では、今もなお、メルトスルーしてどこにあるのかも分からないむき出しの核燃料が日々大量の放射性物質を放出し続けており、行き場のないまま日々たまり続ける汚染水の海への漏出も後を絶ちません。

もはや福島第一原発事故の被害は、加害者と被害者の線引きもできないほどに広がりを見せており、加害者である東京電力は瞬く間に実質国有化され、我が国そのものが国家としての存立の危機に曝されているのです。

#### 4、次に本件訴訟における被害の位置づけについて述べます。

これまで述べたような福島第一原発事故のすさまじい被害を目の当たりにし、私たち法律家は、この原発の問題をどのように理解し、判断すべきなのでしょう。

福島第一原発事故の後、もはや被告国も電力各社も、原発が絶対安全であるなどとは主張できなくなりました。原発が過酷事故を起こす危険があることについては、もはや争いのない事実になっており、原発が絶対安全だと信じられていた時代の過酷事故の危険性をめぐる科学技術論争は、もはや意味を失っていると言えます。

過酷事故の危険性が、具体的危険性であるか、抽象的危険性であるかという議論は、あまりに非科学的な言葉上の問題に過ぎないのであ

って、過酷事故の危険性はあるのだという厳然たる事実、過酷事故がもたらす被害を直視した議論がなされなければなりません。

また、福井地裁判決等によって指摘された技術的欠陥が治癒されない場合に原発の稼働など許されないことは当然のこととして、そもそも原発は、過酷事故が起きなくても、一定の放射性物質を自然界に放出し続け、処分方法も定まらない放射性廃棄物を大量に生成し、将来の世代に償いきれない負の遺産を残し続けています。原発で働く労働者は使い捨てにされ、原発周辺の住民に健康影響が出ているという報告も国内外を問わず存在しています。過酷事故の具体的危険性があるかどうかという議論に終始して原発の是非を論ずることは、原発の抱える問題点を矮小化した議論であると言わざるを得ません。

私たちは、原発の是非をめぐる法的判断は、過酷事故の危険性が存在するという前提に、原発がもたらす被害の総体を正しく把握し、それでもなお原発を温存させることが許されるのか、それだけの優越的価値が存在するのかを冷静にかつ総合的に検証されるものでなければならないと考えています。

そして、福島第一原発事故の被害を目の当たりにした私たち福島世代の法律家が到達すべき結論は、原発を廃炉にするという結論に到達せざるを得ないのであって、それは、過酷事故が「万が一」にもあってはならないとした最高裁判決の当然の帰結でもあります。

全国の原発が停止して3年、すでに我が国の国民は原発に依存しない生活を確立しており、電力会社ですら原発を稼働しなくても黒字を計上できるようになっています。このような情勢の中で、電力会社が更なる経済的利益を追求するためだけに無責任に原発を再稼働することなど、もはや圧倒的多数の国民は望んでいません。

貴裁判所が、原発がもたらす全ての被害を正面から受け止め、原発

と決別する歴史的な判決を下されることを国民のひとりとして切望し、私の更新弁論を終えます。

以上